

## 保険会社の業務の外部委託について

浅井国際法律事務所 浅井弘章

### 1. はじめに

保険会社は、その経営の効率性と専門性を向上させる等のため、外部委託を積極的に活用しており、現在では、外部委託の利活用なしに保険会社はその業務を営むことは困難であるといっても過言ではない状況になっている。

他方で、保険業法及び保険業法施行規則では、保険会社を名宛人とする外部委託の管理に関する法規制（態勢整備に関する規定）が設けられており、監督当局・検査当局が作成する監督指針・検査マニュアルにおいて保険会社による外部委託先の管理の具体的な在り方が示されている。これらの規制内容については、保険会社の外部委託に関する問題が顕在化する都度、その規律が追加・厳格化され、現在の規制体系に至っている。

平成17年改正保険業法において外部委託の管理が明文化されてから約10年が経過した現在、改めて外部委託の管理に関する法規制を鳥瞰し、①保険会社におけるシステム・IT技術の活用の急速な進展、②保険会社のグループ化の進展、③外部委託先の多様化等の社会経済情勢を踏まえ、現状の外部委託管理に係る規制の課題等を抽出・整理し、その規制の在り方を検討する必要があると考える。

### 2. 外部委託規制の導入とその複雑化

保険会社に対する監督等に係る規制として外部委託の管理の必要性がはじめて本格的に明文化されたのは、平成15年12月24日の事務ガイドライン（「金融監督にあたっての留意事項について（第二分冊：保険会社関係）」）の改正において「事務の外部委託に当たっての留意点」が新設されたことに遡ることができると考えられる。

その後、累次の規制強化により、監督指針・検査マニュアルに、事務の外部委託に関する規律のほか、①システムの外部委託、②保険金等の支払業務に付随する事務の外部委託、③資産運用業務の外部委託、④顧客情報の取扱いの外部委託、⑤クレジットカード情報等の取扱いの外部委託などに関する事項が追加されている。これらの規制内容は、監督指針・検査マニュアルの各所に散在している上、それぞれ異なる内容を含んでおり、複雑多岐なものとなっている。

### 3. 外部委託管理に関する規制に関する課題等

このような規制の強化・追加による「規制の精緻化」によって、それぞれの業務・事務に関し、保険会社による外部委託管理の高度化が促されこれが実現しているものの、これらの累次の規制強化は、外部委託に伴う問題・リスクが顕在化する都度、いわば対症療法的に行われてきた感が否めない。

そのため、上記2で挙げた外部委託の管理に係る各規制の内容を鳥瞰すると、①上記2記載のそれぞれの規制において「委託」の意義・外延が異なる部分があるが、これは合理的といえるか、②外部委託の管理に係る規制の在り方は保険会社が委託する業務・事務の内容に応じて異なるが（保険業法施行規則53条の11）、上記2記載のそれぞれの規制内容は、この観点からみて平仄がとれているか、また保険会社を取り巻く現在の社会経済情勢に鑑み、バランスに欠ける点はないかといった課題が生じていると考える。

#### 4. 今後の課題

保険会社におけるシステム・IT技術の活用の急速な進展に伴い、保険会社の事務とシステムとが不可分一体のものとなって久しい。現在の外部委託管理規制では、システムの外部委託と事務の外部委託とは異なる位置づけがなされているが、前述した現状に鑑みると、両者の位置づけ・規制内容の平仄について、その適切性を再検証する必要があると考える。

また、保険会社のグループ化の進展等に鑑み、現在の外部委託管理規制の一部に過剰な規制となっている部分があると考え。こうした規制についても、その合理性・適切性を改めて検証する必要があると考える。

最後に、現在の外部委託管理は、保険会社が外部委託先と締結する委託契約を通じて保険会社が外部委託先を管理することを基本としているが、外部委託先の多様化等が進むなか、こうした基本的な管理の枠組みを補うための諸方策の導入についても検討する必要があると考える。